

いて通達を出しました。一般向けの資料も公表されています(一般社団法人全国銀行協会HP「預金者ご本人の意思確認ができない場合における預金の引出しに関するご案内資料」)。  
前記の方法の他に、財産管理人名義の預かり口座を開設して預かるという方法があり、この方法によれば財産管理人の届出印のみで引き出しをすることができます。

相談対応のコツやノウハウを解説しています。

2 身元保証人について  
病院に入院することとなったときは、多くの病院は身元保証人を要求します(身元保証に関する詳細は第3章第2「〇身元保証人がいないと施設入所や入院はできないのか」)。その理由は主に入院中の医療費の支払を確実にすると共に、急性期治療が終了した後は速やかに退院してもらい入院の長期化を防止するためです。特に高齢者の場合、入院中に判断能力や身体能力が低下してしまい、もう在宅生活は難しいという状態になってしまったときに、入所する介護施設を急いで探して退院・施設入所の手続をしなくてはならず、そのためにも身元保証人が要求されています。

病院は、患者が身元保証人を用意することができないことを理由に入院を拒否することはできません(医師19①、平30・4・27医政医発042第2)。患者に身元保証人がいないときは、最終的には病院のソーシャルワーカーが問題解決に向けて支援してくれることが多いです。しかし、入院中の医療費の支払等の問題にあらかじめ備えて財産管理等委任契約を作成しておけば、患者だけでなく病院にとっても安心して、身元保証人を要求されないことが多いです。

●財産管理人が本人の身元引受人になることの可否  
財産管理人が本人の入院中にすべきことは本人の財産の中から入院中の医療費を支払うことであって、本人のために保証人になることはありません。仮に財産管理人が本人のために保証人として本人のために医療費を支払った場合、財産管理人は本人に対して求償権を行使することとなり、本人と利益相反関係が生じてしまいます。したがって、財産管理人は本人の身元引受人になることはできません。

Q&Aから派生したケースを取り上げています。

Case 株式を譲渡したいが、株券が見当たらない場合

Bから、株式を売ってほしいと言われ、代金額も決まりましたが、いつのまにか、株券が見当たりません。ひょっとしたら、紛失したのかもしれない。  
紛失していたら、どうすればよいでしょうか。

ポイント 具体的な対応のポイントを挙げています。

- 当該会社は株券発行会社かどうか、株券不所持制度を利用していないかを確認します。
- 株券発行会社であれば、株券の発行を請求します。
- 株券を紛失していた場合には、株券喪失登録を請求します。

解説

1 株券発行会社が株券を発行していない場合  
相談者の所有する株式が、株券不発行会社の株式であれば、株券が見当たらないのは当然のことです。この場合は、株式譲渡は当事者の意思表示のみで有効に成立するので、そのまま株式譲渡契約を締結することで足りず。

株券発行会社の場合については、株券の交付が株式譲渡の有効要件ですので株券が必要です。以下、株券が見当たらないことについての場合を分けて説明します。

2 株主から株券発行の請求がない場合

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

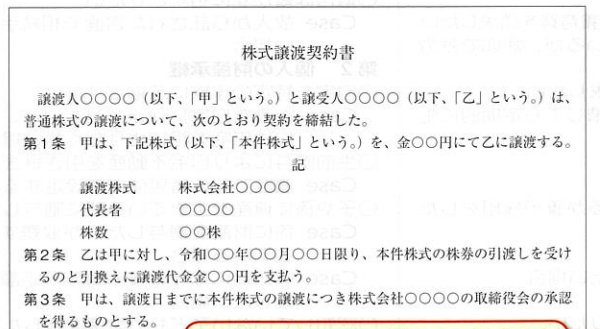
- 法令改正などに対応して発行される追録(有料)をさしかえるだけで常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- さしかえしない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
- ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

対応に必要な書式例を適宜掲げています。

書式

〇株式譲渡契約書(株券発行会社の譲渡制限株式の場合) DL

弊社WEBSITEで書式のダウンロードができます。



Q&Aでは、シニア層からの財産や生活に関する相談を取り上げています。

〇葬儀関係の死後事務を委任したい

Q 自分の信仰する宗教・宗派(寺院)での葬儀・埋葬を行ってほしいと思っていますが、死後事務委任契約で定めることはできますか。

A 葬儀とは、故人の死を弔うための宗教的儀式全体をいいます。葬儀・埋葬に関する事項は、依頼者が求める中心的な死後事務の1つといえます。

そこで、依頼者が、特定の葬儀・埋葬を強く希望する場合には、これを死後事務とする死後事務委任契約を締結することで、受任者に対し、契約内容に従い履行する債務を発生させることができます。

ここに注意! 押さえておきたい検討事項・確認事項を列挙しています。

- 葬儀・埋葬の定義
- 葬儀・埋葬をする相続人がいない場合
- 葬儀・埋葬に関する死後事務委任契約を締結する必要性

解説 相談対応における法律知識や諸手続、税務等を解説しています。

1 葬儀・埋葬の定義  
葬儀とは、亡くなった人を葬るための儀式をいいます。類似するものとして、告別式は、故人と最後のお別れをする式典のことをいいます。葬儀は宗教色が強い儀式になりますが、告別式は宗教儀式にあまりとらわれないことなく、一般会葬者を含めて故人とお別れをする式典となります。  
これに対し、埋葬とは、「死体(妊娠4か月以上の死胎を含む。)を土中に葬ること」

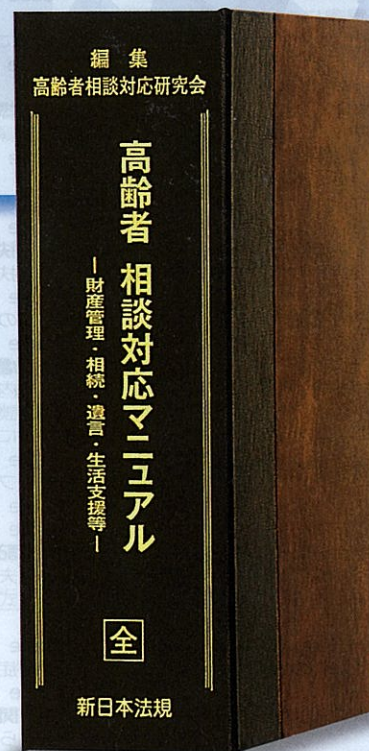
シニア層特有の幅広い法的ニーズをカバー!

# 高齢者 相談対応マニュアル

—財産管理・相続・遺言・生活支援等—

編集 高齢者相談対応研究会

代表 土肥 尚子(弁護士)



◆相談に対応するためのバックグラウンドとなる法律知識と、個別事案に対応するために必要となる実務知識を解説しています。

◆信託や死後事務など近時増加している相談を取り上げて、最新の対応のポイントを示しています。

加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁842頁  
定価14,300円(本体13,000円) 送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

## 追録購読者特典

無料で弊社WEBSITEから登載書式のデータをダウンロードできます。また、電子書籍版も利用できます。

0120-089-339 (通話料無料)  
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>



法令情報を配信!



# 掲載内容

※**【書式】**を付した書式は、新日本法規WEBサイトより、ダウンロードできます。

## 第1章 見守り・身上保護・後見・信託をめぐる相談

### 第1 見守り・身上保護

- 老後の生活をサポートしてくれる制度を知りたい
  - Case どの制度を利用すればよいか分からない場合
  - お金の管理や福祉サービスの利用を手伝ってほしい
  - Case 日常の金銭管理だけでなく、所有している不動産の管理なども任せたい場合
  - 定期的に安否確認や相談をしてほしい
  - 将来、入院することになったときのことが心配だ
    - 【書式】財産管理等委任契約書 **【書式】**

### 第2 後見

- 今は自分で判断できるが、将来に備えてあらかじめ準備しておきたい
  - 【書式】任意後見契約書（移行型の例） **【書式】**
  - Case 任意後見契約をしたいが、親族が勝手に後見等開始申立をしてしまった場合
  - 自分で判断はできるが、身体が動かなくなった場合に備えたい
  - 高齢の親の財産管理が心配だ
    - 【書式】本人情報シート
    - 【書式】診断書
    - 【書式】意思決定支援のためのアセスメントシート
    - Case 本人の資産が高額・複雑な場合
  - 後見人になったが親族が協力してくれない、敵対的だ
    - 【書式】郵便物の回送囑託申立書

- 自分が認知症になった場合、会社はどうなるのか
  - 親のお金を同居の家族が勝手に使っている
    - Case 同居している家族が費消した親のお金を取り戻したい場合
  - 知的障害と精神障害のある子のことを頼みたい
  - 将来の希望をまとめておきたい
    - 【書式】尊厳死宣言公正証書の例 **【書式】**
    - Case 臓器提供を希望する場合
  - 現在利用している制度では対応できず困っている
  - 成年後見人の交代を求められている。私としても辞任したい
    - Case 市民後見人への交代を提案された場合

- 本人死亡後の成年後見人の業務について知りたい
  - Case 本人死亡後、専門職後見人であった者に相続人から遺産分割事件の依頼があった場合

### 第3 信託

- 亡夫の遺産であるアパートの管理を任せたい
  - 【書式】信託契約書（不動産の信託を定めた例） **【書式】**
  - Case 所有する賃貸マンションに大規模な改修工事の予定があり、銀行融資を受けたい場合
  - Case 信託の相談をした専門職の責任を追及したい場合
- 自分の死後、自宅に住む人を決めておきたい
  - 【書式】信託契約書（受益者連続信託を定めた例） **【書式】**
  - Case 信託契約と任意後見を併用する場合
    - 【書式】信託契約書（任意後見と併用する例）（抜粋） **【書式】**

## 第2章 個別の財産管理をめぐる相談

### 第1 金融資産の管理

- 外圍にある預金口座の管理について知りたい
  - Case 外圍預金が相続財産とならない場合
  - 暗号資産の管理について知りたい
    - Case 相続財産に暗号資産があった場合

### 第2 収益不動産の管理

- サブリース契約について知りたい
  - Case サブリース契約を解約する場合

- 賃貸物件の立退きと正当事由について知りたい
  - Case 明渡請求が認められる場合
  - 借地人に更新料を請求したい
    - Case 更新料不払を理由に契約解除が認められる場合

### 第3 定期借地権

- 定期借地権の設定に際して、通常の借地権との違いや注意すべき点について知りたい
  - Case 定期借地権の借地権者が経営破綻した場合

### 第4 使用貸借

- 亡くなった夫がその親族に無償で貸した土地を返して欲しい
  - 【書式】土地使用貸借契約書 **【書式】**
  - Case 親族に土地を無償で貸していたが、信頼関係が破壊された場合

### 第5 リバースモーゲージ・農地

- リバースモーゲージを利用したい
  - Case リースバックについて知りたい場合
  - 農地の売買・貸借について知りたい
    - Case 農地の所有権を後継者に移転する場合

### 第6 空き家

- 空き家を管理するに当たっての法的リスクを知りたい
  - Case 相続した郷里の実家について、「特定空き家等」として指導を受けた場合

### 第7 その他

- 資産管理会社を設立したい
- 老後に備えて、株式を整理したい
  - 【書式】株式譲渡契約書（株券発行会社の譲渡制限株式の場合） **【書式】**
  - Case 株式を譲渡したいが、株券が見当たらない場合
- 借地権付建物を売却したい
  - Case 敷金の返還請求をする場合
- 老後の面倒をみてもらう代わりに、自宅を息子に贈与したい
  - 【書式】負担付贈与契約書 **【書式】**
  - Case 二世帯住宅から出て、夫婦で有料老人ホームなどに転居したい場合
  - Case 息子が自宅の土地建物を贈与し、同居を始めたがうまく行かないので、贈与を解除して、同居前の元の生活に戻りたい場合

## 第3章 医療・介護・社会保険をめぐる相談

### 第1 医療

- 医療費の自己負担を減らしたい
- 終末期の適切な意思決定支援について知りたい
  - Case 終末期の適切な意思決定支援を行いたい場合
- 病院から本人の代わりに手術等の医療に関する同意が求められた
  - Case 認知症が進行し、親族の存在が不明である本人の代わりに手術等の同意を求められた場合
- 入院時の身体拘束について知りたい

### 第2 介護

- 介護保険の在宅サービスを利用したい
- 要介護認定の結果に不満がある
- 自宅をバリアフリーに改修したい
- 高齢者施設・住居の選び方について知りたい
- 特別養護老人ホームに入りたい
- 身元保証人がいないと施設入所や入院はできないのか
- 入居一時金（前払金）の返還について知りたい
- サービス付き高齢者向け住宅の問題点について知りたい
- 介護サービス事業者を変更する方法について知りたい
- 介護事故について事業者が法的責任を問えるか
  - Case 介護事故の責任を追及したい場合

### 第3 社会保険

- 社会保険制度について知りたい
- 年金制度について知りたい
- 国民年金の被保険者要件について知りたい
- 国民年金の加入手続について知りたい
- 老齢厚生年金について知りたい
- 在職中に受ける老齢厚生年金について知りたい

- 年金の繰上げ・繰下げについて知りたい
- 年金分割について知りたい
- 後期高齢者医療制度について知りたい
- 介護保険について知りたい
- 雇用保険・労災保険について知りたい
- 障害者控除について知りたい

## 第4章 家族をめぐる相談

### 第1 婚姻

- 夫・妻の肩書がほしい
  - Case 再婚したいが、子が反対している場合
  - Case 認知症と診断された人と結婚したい場合

### 第2 離婚

- 有責配偶者について知りたい
  - Case 長年別居の配偶者と離婚したい場合
- 別居した夫に生活費を支払ってもらいたい
  - Case 夫の収入は年金、妻の収入は妻の亡親から相続した賃貸物件の家賃の場合
  - Case 夫は会社の取締役をしており、妻は無収入、算定表では夫の収入が算定表の上限を超える場合
- 離婚の条件として、夫に、子の養育費を請求したい
  - Case 子どもは既に成人しているが、病弱で就労していない場合
- 離婚に際し夫に財産分与を請求したい
  - Case 要介護状態のため、離婚しても定期的に生活費が欲しい場合

### 第3 縁組・離縁

- 養子縁組をしたい
  - Case 認知症と診断されているが養子縁組をしたい場合
- 養子と離縁したい
  - Case 有責当事者から離縁したい場合

### 第4 扶養

- 子の扶養の必要性、期間を知りたい
  - Case 扶養義務者が複数存在している場合
- 兄弟の扶養について相談したい
- 孫を扶養したい場合

### 第5 虐待

- 施設内において虐待が疑われる場合の対応について相談したい
- 在宅における家族との関係について相談したい
  - Case 別居家族からの金銭請求を拒みたい場合
- セルフ・ネグレクトを解消したい
  - Case 緊急で立入りを行いたい場合
  - Case ゴミを処分したい場合

### 第6 配偶者との関係

- 高齢夫婦の財産と生活について相談したい
  - 【書式】贈与契約書（名義預金解消のため妻に贈与する契約書） **【書式】**
  - Case 相続税対策として生前贈与したい場合
- 認知症と夫婦の財産との関係について相談したい
  - Case 夫婦ともに認知症が発生した場合

### 第7 関係が悪化している親族への対応

- 子からの金銭要求について相談したい

### 第8 その他

- 氏を変更したい
  - Case 離婚後婚氏を使用していたが、婚姻前の氏に戻したい場合
    - 【書式】家事審判申立書（氏の変更の場合） **【書式】**

## 第5章 相続をめぐる相談

### 第1 遺言の作成

- 遺言書を作りたい
  - 【書式】遺言書（遺言書保管制度を利用する場合の例） **【書式】**
  - 【書式】相続財産の目録の例①（登記情報提供サービス）
  - 【書式】相続財産の目録の例②（通帳のコピー）
  - Case 入院中に体力が低下し、面会制限もかかっているが、遺言書を作成したい場合
    - 【書式】死因贈与契約書（執行者を指定する場合） **【書式】**
- 遺言の内容を秘密にしておきたい
  - 【書式】遺言書保管制度を利用した場合の指定者通知

- 【書式】付言の例（相続人のうち長女のみ相続させる場合） **【書式】**
- 【書式】付言の例（相続人以外の者に遺贈する場合） **【書式】**

- 物忘れが出てきたが遺言を書きたい。遺言能力が争われる事態に備えておきたい
  - 【書式】改訂長谷川式簡易知能評価スケール（HDS-R）
- 成年後見が開始しているが遺言を書きたい
  - Case 後見開始申立てをした後、後見開始までの間に遺言を作成したい場合
- 遺言で財産を渡そうとした相手が自分より先に亡くなった場合に備えたい
  - 【書式】遺言書（予備的遺言を定めた条項例） **【書式】**
- 遺言を書き換えたい
  - 【書式】遺言書（前の遺言を撤回して新しく書き換える場合の条項例） **【書式】**
  - Case 遺言を作成したが、不動産を売却したい場合
- 遺言は書かずに相続させたい
  - Case 故人から託された書面で相続手続を進めたい場合

### 第2 個人の財産承継

- 自宅を特定の家族に承継させたい
  - Case 後妻を自宅に住ませたいが、その相続人には自宅を相続させたくない場合
- 生前贈与により自宅不動産を引き継ぎたい
  - Case 遺言で配偶者居住権を設定する場合
- 子や孫に資産を生きている間に贈与したい
  - Case 孫に財産を贈与したいが浪費することを察している場合
  - Case 認知症になった後も毎年一定額の贈与を継続したい場合
- 認知していない子どもに財産を残したい
  - 【書式】遺言（子を認知して、当該子に相続させる場合の条項例） **【書式】**
  - Case 非嫡出子が認知を求める場合
- 世話になった施設、看護士さんに全財産を残したい
  - 【書式】遺言書（施設や第三者に対して遺贈をする場合の条項例） **【書式】**
  - 【書式】遺言書（受遺者に自分の希望する団体への寄付を負担（条件）として遺贈する場合の条項例） **【書式】**
- 世のため人のために寄付をしたい
  - 【書式】遺言書（社会福祉法人や学校法人を受遺者と定める場合の条項例） **【書式】**
  - Case 相続人がいるが、世のため人のためになるようなところへ遺贈したい場合
- 保険金で財産を引き継ぎたい
- 養子縁組により相続税を減らしたい
- 相続税の納税資金を準備しておきたい
- 相続対策として不動産を購入したい
  - Case 不動産購入及び借入を相続税対策を目的として行った場合
- 特定の相続人に遺産を渡さず、できる限り他の相続人等に財産を承継したい
  - Case 配偶者に渡す遺産を減らすために生前贈与を検討する場合
- 遺留分を相続開始前に放棄させたい
  - Case 遺留分放棄をした者が遺留分侵害額請求を受けた場合
- 相続人に一切遺産を渡したくない
  - 【書式】推定相続人免除審判申立書（生前の場合）
  - Case 離婚事由がある配偶者に遺産を渡したくない場合
- 自分の死後にペットの面倒をみてほしい
- 先相代々のお墓を信頼できる人に引き継ぎたい
  - Case お墓の承継に関して揉めそうな場合
- 献体をしたい

### 第3 事業承継

- 法人の事業の承継方法を定めておきたい
  - Case 遺留分への配慮が必要になる場合
    - 【書式】除外合意（及び固定合意）に関する合意書の例

- Case 法人版事業承継税制を利用する場合
- Case 当面は経営権を持っておきたい場合
  - 【書式】信託契約書例 **【書式】**
- 個人の事業の承継方法を定めておきたい
  - Case 個人版事業承継税制を利用する場合
- 事業の承継を機に保証債務を整理しておきたい
  - Case 事業承継特別保証制度を利用する場合
- 廃業を検討したい
  - Case 一部事業のみ後継者に承継させた上で、廃業したい場合

## 第6章 死後の事務をめぐる相談

- 死後の事務手続を頼みたい
  - Case 近い将来の死亡に備えて、あらかじめ死後事務委任契約を締結しておく場合
  - Case 依頼者の判断能力に疑問がある場合
- 死後事務委任契約の典型的な契約書式を知りたい
  - 【書式】死後事務委任契約書 **【書式】**
  - Case 任意後見契約と併せた死後事務委任業務の適正を確保したい場合
- 死後事務委任契約の効力を知りたい
  - Case 相続の発生後に、相続人が、死後事務委任契約を解除しようとする場合
    - 【書式】死後事務委任契約書（相続人からの解除を制限する内容の条項例） **【書式】**
- 死後事務のための費用の支出と報酬について知りたい
  - 【書式】死後事務委任契約書（遺言執行者がいる場合でタイムチャージ方式による場合の条項例） **【書式】**
- 死後事務を適正に遂行してほしい
  - 【書式】死後事務委任契約書（相続人が複数存在する場合に1名を指定する場合の条項例） **【書式】**
  - 【書式】死後事務委任契約書（監督機関を設置し、審査や同意権限、解除権等を付与する場合の条項例） **【書式】**
  - Case 死後事務委任契約を締結後に、受任者との信頼関係が失われた場合
- 葬儀関係の死後事務を委任したい
  - 【書式】死後事務委任契約書（葬儀・埋葬に関する死後事務を委任する場合の条項例） **【書式】**
  - Case 自分の信仰する宗教・宗派（寺院）での葬儀・埋葬を行ってほしいとの希望を受けた場合
- 墓じまいを依頼したい
- 生前債務の支払などを履行してほしい
  - 【書式】死後事務委任契約書（生前債務の支払の委任事項を定めた条項例） **【書式】**
  - Case 死亡後に賃貸物件の賃貸借契約等の解約等をする必要がある場合
    - 【書式】死後事務委任契約書（賃貸借契約の解除等の委任事項を定めた条項例） **【書式】**
- 遺品整理や形見分けをしてほしい
  - Case 老人ホームの退去手続をする必要がある場合
- 写真等のデータを処分し、携帯電話契約も解除した上で、スマートフォンを処分してほしい
  - Case SNSやキャッシュレス決済を利用している場合
- 自分が死んだ後の行政機関等への届出を頼みたい
- 葬儀に際して、親族や知人に連絡してほしい
- 死後事務委任契約と併せて、遺言執行者にもなってほしい
  - Case 相続財産清算人の選任申立てを死後事務委任事項とする場合
- 高齢者等終身サポート事業者について知りたい
- 補助人に死後事務委任契約をしてほしい
  - Case 被補助人が死後委任契約の締結をする必要がある場合

### 索引

- 事項索引
- 判例年次索引

内容の一部変更することがありますので、ご了承ください。

各位

## 「実務書のご案内について」

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
さて、このたび弊社より発行の下記図書をご案内申し上げます。  
つきましては、別添のカタログを参照の上、ご希望の向きは下記要領にてお申込みください。謹白

記

1. 申込方法 下記申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込み下さい。
2. 納品方法 弊社より直接納品いたします。
3. 代金支払 代金は、ご注文品に同封の請求書により郵便局または全国の主要コンビニエンスストアおよび、料金収納端末設置店にてお支払いください。  
また、請求書に記載されているバーコードからスマホ専用アプリ「PayPay」「auPAY」「d払い」「LINE Pay」「楽天ペイ」でもお支払いいただけます。
4. 問合せ先 新日本法規出版株式会社 北日本支社 札幌営業所 北日本営業一課 担当 永井秀明  
〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番

コンタクトセンター 0120-089-339

FAX 011-281-4467

新日本法規出版(株) 北日本営業一課 担当 行

## 申 込 書

書籍コード 書籍区分	書 名	価 格 (税込)	送料	申込部数
No. 679 ※加除式 全1巻	2024年7月発行 高齢者 相談対応マニュアル ー財産管理・相続・遺言・生活支援等ー 追録購読者特典 書式データ ダウンロードサービス・加除式電子版閲覧サービス付 ※ご注意※ 今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。 追録は年1~2回発行、価格は1号数につき約4千円程度の費用が別途必要です。なお、追録の発行回数、価格は法改正により変動しますのでご了承ください。	14,300 円	730 円	部
	5100332 単行本			
5100318 単行本	2024年4月発行 おひとりさま・おふたりさまの 相続・終活相談	2,200 円	410 円	部
5100328 単行本	2024年6月発行 法人形態・事業展開からみた 公益法人等の収益事業判断393事例	4,290 円	410 円	部
5100300 単行本	2023年10月発行 ケース別 地域社会の迷惑行為 困難事案対応のヒント	3,520 円	410 円	部

※斡旋価格は本申込書のご利用の場合に限ります。2部以上お申込の場合、送料は発行所負担といたします。

□注意事項を確認し、代金後払いにて申込みます。

□現品を見てから購入を検討します。(※発行所よりご担当者様宛にご連絡いたします。)

※加除式書籍をご購入の際は、いずれかに、☑を入れてご送信ください。

(〒 - )

年 月 日

ご住所

名 称

部署名

ご担当者

印

電 話

FAX

※ お客様のお名前・ご住所などの情報は、ダイレクトメールのお届けなど弊社の営業活動に限って使用させていただいております。情報の訂正が必要な場合、またはダイレクトメール等がご不要な場合は弊社までご連絡ください。

※ お客様都合による商品の返品はできません。万一、商品の不備・不良または注文した商品と受取った商品の相違による交換は、商品到着後1週間以内にご連絡ください。

支社	社員コード						実施No.	納本	請求	入金	納区	案内	記号	請区	請時
1	0	9	7	1	0	0	2	41160							